

平成27年労第135号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に塗装工として採用された。

請求人によれば、入社3日後の同月〇日、午前中に船の塗装時に貼ったシートを剥がす作業を行い、午後1時から午後3時頃まで一輪車による砂の運搬作業を行ったが、体調が悪くなり、休憩室で休んでいたところ、痙攣が出て起きあがれなくなったという。請求人は、同日、D病院に救急搬送され、「熱中症」と診断され、入院加療後、翌〇日に退院した。

請求人は、入院中の平成〇年〇月〇日から腰と右股関節の痛みが出現していたとして、同年〇月〇日、再度、D病院に受診し「腰痛症」と診断された。

請求人は、「腰痛症」は業務上の事由により発症したものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した「腰痛症」は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した腰痛症が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、砂を運搬する作業に従事したことで腰痛症を発症したと主張する。

(2) 請求人に発症した腰痛症について、請求人は入社して、土日の休日を挟んだ3日目の上記作業時の発症であり、午前中に養生の撤去作業をした後、午後から砂の運搬をし、作業開始後1時間ほどして腰に痛みを感じていた旨申述する。

また、請求人は砂の運搬作業の内容について、おおむね20kg程度の重量物を一輪車で運搬する作業である旨の申述している。

そうすると、明らかに災害性の原因による腰痛症とは認められず、かつ、非災害性の腰痛症であるか否かを検討すると、「業務上腰痛の認定基準について」(昭和51年10月16日付け基発第750号)の認定要件にある「腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間(おおむね3か月から数年)従事する労働者に発症した腰痛」にも該当しない。

(3) また、E医師は、その意見書において、請求人に発症した腰痛症と労働との因果関係は不明と述べており、F医師においては、腰痛症の発症と業務との間に相当因果関係は認められないと業務との因果関係を明確に否定している。

当審査会としても、これら医師の意見及び請求人の作業内容・期間に鑑み、請求人に発症した腰痛症は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。